

燕市介護保険条例の一部改正について

燕市介護保険条例（平成18年燕市条例第129号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 3 月 1 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市介護保険条例の一部を改正する条例

燕市介護保険条例(平成18年燕市条例第129号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第2項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同条第3項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「200万円」を「210万円」に改め、同条第4項中「平成30年度から令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に、「300万円」を「320万円」に改め、同条第5項及び第6項を削り、同条第7項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項を同条第5項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の燕市介護保険条例第6条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。